奈良県特定家畜伝染病防疫対策本部設置要綱

別紙

(設置)

第1条 本県において、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第3条の2第1項により農林 水産大臣が特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表するものとされている家畜伝染病(以下「特 定家畜伝染病」という。)が発生した場合、または発生する恐れがある場合において、関係部局 が連携し必要な対策を緊急に実施することにより、特定家畜伝染病の発生を予防し、またはまん 延を防止することを目的として、「奈良県特定家畜伝染病防疫対策本部」(以下「対策本部」と いう。)を設置する。

(初動体制)

- 第2条 特定家畜伝染病の発生に対して、早期に的確な対応を行うため、幹事会及び対策本部を設 置する。
- 単する。 幹事会は、本県での発生が疑われる場合あるいは近府県で発生が確認された場合等に設置する。 対策本部は、県内での発生が確認された場合あるいは近府県の発生に伴い、まん延防止措置を 講じる必要が生じた場合に設置する。

- (幹事会)
 第3条 幹事会は、次の幹事長、副幹事長及び構成員をもって構成する。
 2 幹事長は食と農の振興部長を、副幹事長は危機管理監をもって充てる。ただし、特定家畜伝染病が人獣共通伝染病である場合は、副幹事長に医療政策局長を加える。
 3 構成員は別表1のとおりとする。
 4 幹事会と情報共有を図るため、別途幹事会連絡員を置く。

(対策本部の設置)

第4条 対策本部は、幹事会設置後において、全庁的な総合対策が必要と判断される場合に設置す

(所掌事務)

- 第5条 対策本部は、設置目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議し、必要な対 策を実施するものとする。

 - (1)県内における特定家畜伝染病の防疫対策に関すること。 (2)畜産農家及び関連事業者等に対する支援措置に関すること。 (3)防疫関連情報の収集及び関係機関等への情報提供・報告等に関すること。 (4)県民等への情報提供及び広報に関すること。(風評被害対策を含む。) (5)その他、特定家畜伝染病の発生予防及びまん延防止に関すること。

(組織等)

- 第6条 対策本部は、次の本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。 2 本部長は、知事をもって充てる。 3 副本部長は、副知事、危機管理監及び食と農の振興部長をもって充てる。
- 本部員は別表1のとおりとする。

(本部会議)

第7条 対策本部の会議は本部長が招集し、これを主宰する。また、会議は、必要に応じてその構成員の一部をもって開催することができる。

第8条 幹事会及び対策本部の事務局は、食と農の振興部に置く。

- 第9条 特定家畜伝染病のまん延防止対策を実施するため家畜保健衛生所内に現地対策本部を設置 する
- る。 現地対策本部長は、家畜保健衛生所長をもって充てる。 現地対策本部の構成員は、家畜保健衛生所長が指名する者とする。 現地対策本部の事務局は、家畜保健衛生所に置く。 -3

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

- プロ要綱は、令和元年8月6日から施行する。 奈良県BSE(牛海綿状脳症)対策本部設置要綱(平成15年3月20日制定)、奈良県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部設置要綱(平成16年3月12日制定)及び奈良県口蹄疫防疫対策本部設置要綱(平成22年12月24日制定)は、廃止する。

この要綱の改正は、令和2年4月1日から施行する。